

◎新潟県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市大長谷字馬ノ瀬108番から	新	10.8～34.3メートル	368.4メートル
同市大長谷字清水下39番1まで	旧	8.7～34.3メートル	370.7メートル